

租税論

租税の基本原理

租税の基本は、普く市民から平等に、即ち一律に得ること。国家や自治体が所謂“会”であることからそれは当然の考え方である。しかし経済事情の違いからそれでは国民は不満を持つ。即ち持つものから多くを得、持たないものからは少なく得ること。

所得税

1. 累進課税制で不連続点及び分岐点なし。
2. 税率として連続関数を適用。
 - (1) 所得0で課税0%、所得 ∞ で課税100%
 - (2) 所得 a, b で $a < b$ で、その課税額 a', b' の場合、 $a - a' < b - b'$
3. 所得税率は、1年間の所得によって決定され、1円でも所得が有れば、課税される。課税1円に満たない場合は、翌年に繰越。
4. 社会景気、公共政策の施行、政府の財源事情によって、その税率が上下する。
5. 生活市場によって控除制度有り。ただし控除は必要最低限度。
6. 労働対価に対する所得の場合、量的側面(働いたら働いた分)を重視して、税率固定制等の配慮を行う。(つまり頑張ったたくさん働いた者に対しては、量的に少ない者と同じ税率を適用する)

消費税

1. 原則、全ての消費に対して一律に課税。
税率1～10%
2. 特定の生活必需品の不足に対しては、その都度特定品目の課税を免除する。
3. 社会景気、公共政策の施行、政府の財源事情によっても、その税率は固定。
4. 消費税は、所得によらず広く国民から徴収するものであるから、行政側でもムダな施策を廃止するなどの改革を断行しない限り、国民の理解は得られない。
5. 導入は実質生活必需品の値上げになり、低所得者には死活問題となるため、安易な増税はすべきではない。

資産税

1. 個人または法人が所有する資産に対して課税。
納税対象は、個人または法人
2. 土地、建物などの不動産。自動車、電化製品、日常雑貨、その他有価物、及び現金を含む、株券、債権、その他有価証券など全ての資産に対して課税
3. 課税率は、個人の場合は所得税同様累進課税制で不連続点及び分岐点なし。法人の場合は定率課税制度。

法人税

1. 法人の収益(利益から全ての経費を引いた額)に対して課税。
2. 一律に課税され、累進課税制ではない。
税率10～20%
3. 社会景気、公共政策の施行、政府の財源事情によっても、その税率は固定。
4. 特殊法人(非営利企業)は、課税の控除制度を設ける。
5. 個人の所得とは厳格に区別すべきである。

贈与税・相続税

1. 贈与は所得とみなされる。従って所得税として加算。
2. 相続は原則認められない。故人の資産はあくまで故人のものであり、それを親族等には相続されない。
ただし家族として使用していたものは、名義人が故人にあっても使用権として継続される。ただ故人の使用していた分は除かれる。

居住地における地方税制度

●自治体Bに所有している建物と借家のオーナーは自治体Bに居住しているとする。オーナー及び借家の居住者の各自治体に支払う税金は、下図の通り。

